

亀山市告示第73号

亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱(平成18年亀山市告示第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) [2 略] <u>(失効)</u> 3 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u> <u>(失効に伴う経過措置)</u> 4 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現に第7条の規定による選定を決定している補助金に係る交付申請の手續及び市民活動団体の公表については、この告示の失効にかかわらず、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。</u>	附 則 (経過措置) [2 略] [項を加える。] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市公共施設環境美化活動補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市公共施設環境美化活動補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第62号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、公表の日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

（亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部改正）

第3条 亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[4 略]</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>5 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>(失効に伴う経過措置)</u></p> <p>6 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現に第5条の規定による登録団体が取得している応援券に係る応援金の交付申請及び交付決定、応援金の使用に係る遵守事項並びに応援金の返還については、この告示の失効にかかわらず、</u></p>	<p>附 則</p> <p>[4 略]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>

第10条から第13条までの規定は、
なおその効力を有する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。